

平成28年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
(改定日:平成28年7月1日)

平成29年度 ガラスびん再生処理事業者登録の申請について

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足る施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、平成28年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。
(平成28年10月1日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。)
- (3) 平成28年7月31日時点において、法人の場合は、会社設立後、1年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後、1年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限りますので、内容を必ずご一読下さい。

2. 申請書類記載事項の基準日

申請書類記載事項の基準日は、申請日直前1年の営業年度の終了日とします。

3. 登録申請のための提出書類

登録申請のためには次の3種類に大別される書類を提出して下さい。(別表1を参照して下さい。)
正・副(コピー)の2部提出して下さい。

平成28年度登録事業者は(1)と(2)を全て提出して下さい。(3)については別表1のNO.30「13)建築確認済証の写し」、NO.31「14)土地建物の登記簿謄本等」、NO.32「15)土地の公図の写し」の提出が不要となりました。尚、未登録事業者は(1)～(3)の全資料を提出して下さい。

(1) 様式類

様式1～4、詳細は資料3の「登録申請のための様式類について」及び資料4の「様式類の作成方法」を参照して下さい。

様式4は新規登録申請事業者と、その他の原材料の再生処理を行う全ての事業者の提出が必要です。

(2) 経営関連等の書類

詳細は資料5の「経営関連等の提出書類および提出に当たっての注意事項について」、資料6の「財政的基礎審査について」を参照して下さい。

(3) 施設関連の書類

詳細は資料7の「施設関連の提出書類について」を参照して下さい。なお、本年度の登録済み施設を変更し事前に資料を提出されていた場合であっても、再度、登録申請書類として一式まとめて提出して下さい。

4. 提出書類の作成方法

「資料2. 平成29年度ガラスびん再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」を用いて提出書類を作成して下さい。

- (1) 再生処理事業者名および工場名を記入して下さい。
- (2) 平成28年度登録事業者であれば「登録あり」に、新規登録申請事業者(平成28年度未登録事業者)は「登録なし」に○をつけて下さい。
- (3) 書類の提出にあたっては、本様式を用いて必要書類の有無を確認し、確認済みの提出書類

について「事業者」チェック欄に○印を記入して下さい。

- (4) 「資料2. 平成29年度ガラスびん再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」に従って付したページ番号をページ欄に記入して下さい。ページ番号のない書類は提出されたとは見なされません。
- (5) 複数ページがある場合、最初と最後の間は記号(～)で表して下さい。
(例: 3-2-1~3-2-10)
- (6) 複数工場により再生処理を行う場合は、工場数分だけ本用紙をコピーし、各工場毎にチェックリストを作成・提出して下さい。
- (7) 提出書類は返却しません。提出の前に必ずコピーをとり、保管して下さい。
- (8) 提出書類に不備があった場合、審査不合格となります。提出書類の有無および内容について再々確認して下さい。

5. 書類のまとめ方

提出書類の部数、寸法、綴じ方、頁番号等については、資料8の「登録申請書類の提出要領」に従って下さい。

6. 提出期限

・提出期限は、平成28年7月31日(日)(当日消印有効)です。

・登録申請に当たっては、必要書類を、当協会ガラスびん事業部宛に配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)方法で郵送して下さい。(事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便や、ゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」(書留)や「レターパックプラス」で送付して下さい。また、配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限(縦/横/高さの合計が90cm以内でかつ4kg以下)を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。)なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

・提出期限内に提出すべき全ての書類が揃わない場合には、審査不合格となりますので、提出の際には十分にご注意下さい。

●申請書類の送付先及び問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 ガラスびん事業部
TEL:03-5532-8695、8592 FAX:03-5532-8515
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル

以上

別表1 平成29年度登録申請提出書類一覧

NO.	書 類	工場 毎	H28年度登録事業者		未登録事業者 注8	
			びんの 原料	その他の 原材料	びんの 原料	その他の 原材料
1	登録申請提出書類チェックリスト(資料2)	◎	○	○	○	○
様式-1から4までの書類						
2	再生処理事業所登録申請書-本社(様式-1)		○	○	○	○
3	再生処理事業所登録申請書-工場(様式-2)	◎	○	○	○	○
4	原料調達方法および製品販売量(様式-2の付属書)	◎	○	○	○	○
5	びんの原料の引取り同意書-本社間(様式-3-1)		○	△	○	△
6	びんの原料の引取り同意書-工場間(様式-3-1-1)	◎	○	△	○	△
7	その他の原材料の引取り同意書-本社間(様式-3-2)		△	○	△	○
8	その他の原材料の最終販売先(様式-3-2の付属書) 注4	◎	△	▲	△	▲
9	その他の原材料の引取り同意書-工場間(様式-3-2-1)	◎	△	○	△	○
10	再生処理事業計画書(様式-4-1、4-2)		▲ 注5	○	○	○
	再生処理事業計画書(様式-4-3)	◎	△	○	○	○
	再生処理事業計画書(様式-4-4)		△	○	○	○
経営関連等の書類						
11	登記簿謄本または住民票		○	○	○	○
財務関連書類①						
12	貸借対照表及び損益計算書(直近1年分)		○	○	△	△
	貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)		△	△	○	○
財務関連書類②(財政的基礎審査資料)						
13	債務超過事業者等の財務関連書類 注6		▲	▲	▲	▲
14	国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る 申告書及び納税証明書等 注7		○	○	○	○
	代表者登録印の印鑑証明		○	○	○	○
16	相談役及び顧問に関する書類(資料5の様式)		○	○	○	○
	百分の五以上の出資者に関する書類(資料5の様式)		○	○	○	○
17	暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書		○	○	○	○
施設関連提出書類						
18	1)設備変更等説明書(施設別紙2)	◎	○	○	○	○
19	2)ラインフロー図(施設別紙3-A・B)	◎	○	○	○	○
20	3)設備レイアウト図(施設別紙4)	◎	○	○	○	○
21	4)設備機器リスト・機器仕様	◎	○	○	○	○
22	5)主要機器の仕様書・外形図	◎	○	○	○	○
23	6)立地付近見取り図(施設別紙5)	◎	○	○	○	○
24	7)配置図(施設別紙6)	◎	○	○	○	○
25	8)設備物質収支	◎	○	○	○	○
26	9)能力算定根拠	◎	○	○	○	○
27	10)操業体制	◎	○	○	○	○
	10)事業責任者・担当者略歴・資格・計量器・重機等リスト(施設別紙7)	◎	○	○	○	○
28	11)品質規格・品質管理	◎	○	○	○	○
29	12)原料・製品・残渣の保管場所	◎	○	○	○	○
30	13)建築確認済証の写し	◎	△	△	○	○
31	14)土地建物の登記簿謄本等	◎	△	△	○	○
32	15)土地の公図の写し	◎	△	△	○	○
33	16)廃棄物(残渣)の処理の流れ(施設別紙8)	◎	○	○	○	○
	16)産業廃棄物処理委託契約書の写し	◎	○	○	○	○
	16)施設別紙8に記載の全事業者の許可証の写し	◎	○	○	○	○
34	17)一般廃棄物処理施設設置許可証の写し	◎	○	○	○	○
	18)施設使用前検査確認済証の写し	◎	○	○	○	○
35	19)特定施設設置届けの写し	◎	○	○	○	○
36	20)再生施設の立ち上げ全体のスケジュール	◎	※	※	○	○
37	21)再生処理施設の売買契約書及び仕様書の写し	◎	※	※	○	○
38	22)試運転計画書等	◎	※	※	○	○

注1. ○:要提出 (◎:再生処理工場毎提出)

注2. ▲:提出要件に合致する場合は提出

△は提出不要

注3. ※:平成28年度登録済既存施設で、変更がある場合は提出、変更がない場合は提出不要

(変更のある書類には、変更箇所がわかるようにマーク等で変更箇所を示すこと)

注4. NO.8その他の原材料の最終販売先(様式-3-2の付属書)は、再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一となる場合や同一のグループ企業の場合に提出

注5. びんの原料の再生処理事業業者で、その他の原材料の再生処理も行う事業者

注6. NO.13債務超過事業者等の財務関連書類は、資料6の「財政的基礎審査について」の4項参照

注7. NO.14申告書及び納税証明書等は、資料5別紙1「納税証明等について」を参照の上、必要書類を提出

注8. 未登録事業者とは新規登録申請事業者(平成28年度未登録事業者)を言います。